

森 町
乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
利用の手引き

森町保健福祉子育て課
(令和 8 年 3 月発行)

目次

I はじめに . . . P3

- 1 乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは P3
- 2 本制度による効果は P3
- 3 利用対象について P3
- 4 事業実施日、実施時間について P3
- 5 施設ごとの提供内容について P4
- 6 親子通園について P4
- 7 子ども誰でも通園制度総合支援システムについて P4
- 8 利用に当たっての注意事項 P5

II 利用に係る流れについて . . . P6

- 1 乳児等支援給付認定の申請 P6
- 2 申請の受領・審査・認定、ログイン ID・認定証の発行 P6
- 3 こどもの情報等を登録 P6
- 4 事前面談の申込み P6
- 5 申込受理・事前面談日程の調整 P7
- 6 事前面談 P7
- 7 利用予約 P7
- 8 予約の確定 P7
- 9 利用 P8
- 10 乳児等支援給付認定の変更について P8

III 利用料等について . . . P9

- 1 利用料について P9
- 2 利用料の減免について P9
- 3 利用料の助成について P9

IV 実施施設について . . . P10

V キャンセルポリシーについて . . . P11

I はじめに

1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

こどもの成長の観点から、保護者の就労の有無にかかわらず、月一定時間(10時間上限)の利用可能枠の中で保育所等に通園できるものです。

2 本制度による効果は

■こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人との関わる機会が得られる。
- ・同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- ・年齢の近いこどもとの関りにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

■保護者にとって

- ・専門的な知識や技術を持つ人とのかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。
- ・こどもへの保育者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的にとらえられるなど、保護者自身が親としての成長につながる、
- ・様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会資源を活用することにつながる。

3 利用対象について

■利用日時点において、0歳6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日)のこども

■認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないこども(認可外保育施設に通っているこどもは対象)

4 事業実施日、実施時間について

■事業実施日

月曜日から金曜日まで(土日・祝日・年末年始等を除く)

その他、通常保育における行事(運動会・発表会等)の前後が乳児通園支援事業を実施しないことがあります。

■実施時間

午前 9 時から午前 11 時まで

こども 1 人につき月 10 時間が上限となります。

なお、1 回あたり 1 時間以上の利用で、1 時間を超えた後は 30 分単位での利用が可能です。

※当月に残した利用可能時間があっても翌月に繰り越すことはできません。

5 提供内容について

森町における事業の提供内容については次のとおりとなります。

■利用方法

・定期利用: 利用する曜日、時間を固定し、定期的に利用する

■実施方法

・余裕活用型: 保育所等の空き定員は枠を活用して受け入れし、同年齢の在園児と同じクラスを中心に過ごします。

※余裕活用型は、保育所等のクラス定員が埋まった場合には利用ができなくなりますのでご注意ください。

6 親子通園について

保育に慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として、利用初期に親子で利用することを取り入れています。

実施の回数・頻度につきましては、実施施設やこどもの状況等により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

7 こども誰でも通園制度総合支援システムについて

利用の手続きの一部において、こども家庭庁が提供しているこども誰でも通園制度総合支援システム(以下「支援システム」といいます。)をご利用いただきます。

支援システム利用推奨・接続環境は以下のとおりです。

推奨環境			
端末	OS	OS バージョン	ブラウザ
タブレット	Android	Android 16.x/15.x/14.x	Google Chrome (最新版)
タブレット	iPadOS	iPadOS 26.x/18.x	Safari(最新版)
スマートフォン	Android	Android 16.x/15.x/14.x	Google Chrome (最新版)

スマートフォン	iPadOS	iPadOS 26.x/18.x	Safari(最新版)
---------	--------	---------------------	-------------

操作方法や手順などについては、「こども誰でも通園制度総合支援システム利用マニュアル 利用者用」(以下、「利用マニュアル」といいます。)をご確認ください。

利用マニュアルは町ホームページ又は支援システム内からも確認することができます。

なお、支援システムの使用に関する内容は、支援システム内のお問い合わせフォームにてお問い合わせください。

※支援システム(mail.cfa-daretsu.go.jp)からメールが届きますので、迷惑メールのドメイン解除の設定をするなど、通知を確認できるようにしてください。

8 利用に当たっての注意事項

- 施設の受入体制等の事情により、ご希望に沿った利用ができない場合があります。
- 利用を控えていただく場合や利用予約の変更、キャンセルについて、森町の取扱いを定めています。P11～12のキャンセルポリシーをご確認いただき遵守ください。
- 本事業の効果や課題検証のためのアンケート調査等を実施する際は、ご協力をお願いします。

Ⅱ 利用の流れについて

1 乳児等支援給付認定の申請(利用者)

■申請方法

こども家庭庁の HP から申請できます。こちらからも利用できます。➔

詳細は利用マニュアル P16～20を参照



■申請期間

・令和 8 年 3 月から申請開始。以降、随時申請が可能

・申請の目安は、利用希望月の 2 週間前までに

※申請の審査のほか、アカウント登録や利用希望施設との初回面談などもあり、利用希望日までに間に合わない場合がありますので、余裕を持った申請をお願いします。

2 申請の受領・審査・認定、ログイン ID・認定証の発行(町)

■乳児等支援給付の利用要件を満たしている場合

・町は、認定申請順に申請内容を審査し、認定を行います。

・町が認定の登録をすると、利用申請時に記載いただいたメールアドレスに支援システムからメールが送信されます。(申請から認定登録までの目安は、受付後 5 営業日程度となります。)

・届いたメールからパスワードを設定し、支援システムにログインすると「乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)」が確認できます。

詳細は、利用マニュアル P25～28を参照

■乳児等支援給付の利用要件を満たしていない場合

申請から 5 営業日程度で「乳児等支援支給(こども誰でも通園制度)認定却下通知書」を利用申請時に記載いただいたメールアドレスに送付します。

3 こどもの情報等を登録(利用者)

■支援システムにログインし、子どものアレルギー情報や発育情報、緊急連絡先などの施設を利用するに当たり必要な情報を入力してください。

※面談円滑な利用のために、必ずあらかじめご入力ください。

詳細は、利用マニュアル P30～32を参照

4 事前面談の申込み(利用者)

■初回利用予約に当たって、利用を希望する施設と親子面談が必要です。

- 支援システムで、面談を希望する施設の面談希望日を入力し、面談予約を行ってください。
- 目安として、面談希望日の1週間前までには予約を行ってください。
- 初回の利用日は、面談実施後、利用者と施設との調整によりますが、施設側の準備に日数を要する場合があります。
- すでに乳児通園支援事業を利用したことがあっても、以前利用した施設とは別の施設を利用しようとする場合については、改めて面談を受ける必要があります。こどものアレルギーの有無や発育状況など利用時の安全確保などに必要な情報の確認をします。
詳細は利用マニュアル P33～45を参照

5 申込受理・事前面談日程の調整(各施設)

- 利用者が予約した日時で希望どおりに面談を受けられる場合には、施設はそのまま支援システムに面談日を登録します。
- 面談日が登録されると、利用者へメールで通知が届きます。
- 日程の調整を要する場合は、施設から利用者に電話やメールで連絡します。

6 事前面談(利用者・各施設)

- 利用者と各施設で面談を行い、こどもの情報や利用に関する情報などについて確認をします。
- こどもが安全かつ安心して利用できるよう、利用にあたって必要な事項について保護者へ伝えます。
- 施設は、面談後、支援システムに受入可否の登録をします。
- 受入可能の登録をすると、利用者へメールで通知が届きます。

7 利用予約(利用者)

- 利用者は、面談が終了した施設について、支援システムから空き状況を確認し、利用日の登録を行います。予約については30日先の利用日まで予約することができます。
- 空き状況については、各施設が、空き状況・職員の配置状況等を鑑みて受入可能日・受入可能人数を支援システムに登録しています。
定期利用の予約詳細は、利用マニュアル P56～65を参照

8 予約の確定(各施設)

- 施設において、予約の状況や体制を確認し、受入可能であれば支援システム上で予約の確定を行います。
- 利用者は、予約が承認された場合は、システム内の通知機能及び支援システムから届くメールで利用日が確認できます。

■予約の確定後、保育所等への入所が決まった場合は、乳児通園支援事業の対象ではなくなる機関の予約について、支援システムからキャンセルしてください。

9 利用(利用者)

■利用当日、施設にある二次元コードを読み取り、支援システムにログインし登降所の時刻を打刻します。なお、端末を忘れてしまった場合など、二次元コードを読み込むことができない場合は、その場で保育所の職員にお伝えください。

詳細は、利用マニュアル P66～69を参照

■利用料及びおやつ代などの実費負担額については、ひと月ごとに森町へお支払いください。お支払方法は、ひと月ごとに森町から納入通知書を送付しますので金融機関の窓口でお支払いください。(森町に住所を有する方については月額 3,000 円を上限に利用料の助成を受けることができます。詳しくは「Ⅲ利用料等について」をご確認ください。)

■領収書については、森町が利用料等のシステム処理を行った後に、支援システム内で閲覧が可能です。

■無断キャンセルはおやめください。キャンセルした内容によっては、キャンセルポリシーに従い、利用枠の消費が必要な場合があります。

詳しくは P11～12のキャンセルポリシーを必ずご確認ください。

10 乳児等支援給付認定の変更について

下記のいずれかに該当する場合は、支援システムから乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定変更届または乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定消滅届出をしてください。

■認定内容に変更が生じた場合

- ・町内で転居をした
- ・連絡先の電話番号が変わった
- ・婚姻、離婚、死別等、世帯情報に変更があった
- ・利用料の減免対象となった
- ・保護者及びこどもの氏名が変わった
- ・こどもの障がい等の情報に変更があった
- ・利用料の減免対象ではなくなった

■認定の消滅事由が生じた場合

- ・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に入所が決定した
- ・町外へ転出する
- ・利用が不必要になった

詳細は、利用マニュアル P70～71 を参照

Ⅲ 利用料等について

1 利用料について

子ども 1 人につき 1 時間 300 円(1 時間を超えた後は 30 分ごとに 150 円)

- 森町内の実施施設では、事業実施経費(人件費、光熱水費)の一部に充当するため、利用料のご負担をお願いしております。
- 利用料金はひと月ごとに森町から納入通知書を送付し、金融機関の窓口でお支払いいただきます。
- 利用料のほか、おやつを提供を受けた場合には給食費の実費負担をお支払いいただきます。支援システムで施設情報をご覧ください。施設にお問い合わせください。

2 利用料の減免について

以下のいずれかに該当する場合、利用料が減免されます。

ただし、この表の区分のうち、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割合算額は、乳児等通園支援を利用する月が 4 月から 8 月までは前年度の市町村民税、9 月から翌年 3 月までは当年度分の市町村民税の課税状況によって判断します。

区 分	減免額
生活保護世帯	子ども 1 人当たり 1 時間 300 円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税非課税世帯	子ども 1 人当たり 1 時間 200 円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について市町村民税所得割合算額が 7 万 7, 101 円以下である世帯	
要支援及び要保護児童のいる世帯	

なお、保護者等の課税状況が確認できない場合は、必要書類の提出を求めることや市町村民税の申告手続きが必要となる場合があります。

3 利用料の助成について

森町に住民登録されている方が乳児等通園支援を利用された場合、月額 3,000 円を上限に利用料の助成を受けることができます。

助成を受けるためには別に申請が必要となります。申請書は町HPからダウンロードするか、実施施設及び森町保健福祉子育て課子育て支援係(森町保健センター内)にありますので、森町保健福祉子育て課子育て支援係(森町保健センター内)に提出してください。

また森町が実施する以外の施設で乳児等通園支援を利用し、利用料を支払った場合には、領収書を添付して申請していただくことで、利用料の助成を受けることができます。

この場合のお手続きについては、森町保健福祉子育て課子育て支援係(森町保健センター内)TEL01374-3-2311までお問い合わせください。

IV 実施施設について

町内保育所 2 か所で実施します。

	施設名	所在地	連絡先	施設類型	実施方法
1	もり保育所	森川町 278 番地 2	2-2579	認可保育所	余裕活用型
2	尾白内保育所	尾白内町 539 番地	2-2969	認可保育所	余裕活用型

各施設の詳細情報は、支援システムで施設情報をご覧くださいか、実施施設にお問い合わせください。

※お子さんが保育所での生活に慣れるよう、利用施設を決めたら継続して通うことをおすすめします。

V キャンセルポリシーについて

下記内容をご確認いただき、遵守してください。

施設への利用予約が完了した時点で、下記キャンセルポリシーの対象になります。

森町乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用における キャンセルポリシー

- 1 施設の利用予約が確定された時点で当キャンセルポリシーの対象となります。
- 2 利用をキャンセルする場合は、できるだけ速やかに予約のキャンセルを行ってください。
- 3 子ども誰でも通園制度総合支援システムにキャンセル内容が反映されたとき、又は利用者からのキャンセル連絡を施設確認し、応答等をしたときをもって、キャンセル成立となります。
- 4 利用開始時刻までにキャンセルが成立しなかったものは、無断キャンセルとなります。
- 5 無断キャンセルや過度にキャンセルを繰り返すことは、施設や他の利用者の迷惑となりますのでお控えください。なお、度重なるキャンセルが確認された場合は、利用をお断りする場合があります。
- 6 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、できるだけ速やかに利用のキャンセルを行ってください。
 - ・利用日の前日まで発熱(37.5 度以上)があった場合
 - ・利用日当日に発熱がある場合
 - ・軽度の発熱若しくは発熱の症状がなくとも体調不良がみられる場合
 - ・利用者本人もしくはご家族が感染症に罹患し、他の利用者への感染症のリスクがある場合
- 7 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に在籍後は利用できません。在籍後の期間に予約が残っている場合でも自動的にキャンセルされませんので、利用者において予約のキャンセルを行ってください。
- 8 利用料は予約時間で計算されます。利用開始時刻に遅れた場合や、体調不良等でお迎えの時刻が早まった場合でも、原則として利用料は変更されません。
- 9 無断キャンセル又は当日キャンセルの場合、利用があったものとみなし、予約内容に基づき利用可能時間から減算となります。
- 10 キャンセルの取扱いについては別表をご確認ください。

(別表)

連絡の有無 及び期限	利用日の前日以前 のキャンセル※1		利用日の当日	無断キャンセル
利用料の支払い	無し	無し	無し	無し
実費負担(給食費等) の支払い	無し	無し	無し	無し
利用時間の消費	無し	無し	有り	有り
注意事項	予約変更を繰り返し行 った場合はご利用をお 断りする場合があります。 す。			無断キャンセルについては、 利用登録を取り消す場合が あります。※2

※1 「利用日の前日」とは、施設の開所日のうち、利用日の1営業日前のことをいいます。

【例】 月曜日～土曜日に開所している施設で、利用日が月曜日の場合⇒

前日は「前週の土曜日」

月曜日～土曜日に開所している施設で、月曜日が祝日、利用日がその翌日

の火曜日の場合⇒前日は「前週の土曜日」

※2 無断キャンセルにより利用登録が取消となった場合は、年度内に再度利用登録することはできません。